ドイツ会計制度の国際化

――「貸借対照表法現代化法についての

ドイツ会計基準審議会の提案」を巡って――

中 田 清

1. はじめに

ドイツ会計基準審議会 (Deutscher Standardisierungs Rat, 以下 DSR と略記する) は、2005年5月に「貸借対照表法現代化法についてのドイツ会計基準審議会の提案」を公表した¹⁾。

個別決算書および連結決算書を現代化するために制定された欧州共同体 (Europäische Gemeinschaft, 以下 EG と略記する)の指令を国内法に変換するために、ドイツでは、2004年12月に貸借対照表法改革法が公布された。その法律に添付されている理由書によれば、そのとき国内法に変換されなかった事項が、貸借対照表法現代化法で取り扱われることになっている。 DSR の上記提案は、この法律を制定するために連邦法務省に助言する目的で出されたものである。

本稿では、まずこの「提案」の内容を検討していきたい。そこでは、会計の国際的展開に対応するために、①個別決算書(商法典ではこれを年度決算書という)上の計上選択権・評価選択権の廃止、および連結決算に関する選択権の廃止を通して比較可能性を高めること、②決算書の表示を歪める逆基準性原則を廃止すること、③公正価値は税法上の所得計算の基礎

¹⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, Vorschläge des DSR zum Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz, 3. Mai 2005. これは, http://www.standardsetter.de/drsc/news/news.php から入手可能である。

になりえないので、この点で基準性を廃止すること、そして④年度決算書 の構成要素を拡充すること、こういったことなどが勧告されている。

これらの検討を通して、ドイツ会計制度の方向性を探ってみることとしたい。すなわち、連結決算書のみならず、年度決算書に関しても情報機能を充実させようとする提案が行われていることを明らかにしたい。

2. 「貸借対照表法現代化法についてのドイツ会計基準審議会の提案」の位置づけ

欧州連合(Europäische Union,以下 EU と略記する)では,加盟各国の会計制度を統一するために,EG の欧州議会および理事会が,2001年9月にいわゆる公正価値指令(Fair-Value-Richtlinie)²⁾を,そして2003年6月にいわゆる現代化指令(Modernisierungsrichtlinie)³⁾をそれぞれ制定した。そして,ドイツではこれを国内法に変換するために,貸借対照表法改革法⁴⁾

²⁾ Richtlinie 2001/65/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 27. September 2001 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulassig Wertansätze, Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L 283, 44. Jg., 27. 10. 2001, S. 28–32. なお、脚注 2, 3, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 37 に掲げた Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften および Amtsblatt der Europäischen Union は、http://europa.eu.int/eurlex/lex/JOIndex.do で検索し、入手することができる。

³⁾ Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/635/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie von Versicherungsunternehmen, Amtsblatt der Europäischen Union, L 178, 46. Jg., 17. 7. 2003, S. 16–22.

⁴⁾ Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz— BilReG). Vom 4. Dezember 2004, Bundesgesetzblatt, Teil I, 2004, S. 3166–3182.

が2004年12月に公布された。これを受けて、商法典などの貸借対照表法が 改正された。

その際、現代化指令による選択権の行使の決定、および公正価値指令において考慮された公正価値概念の導入については、貸借対照表法現代化法で行われることになっていた。その草案は、貸借対照表法改革法の理由書によれば、2004年下半期に公表されることになっていた⁵⁾が、その作業は遅れ、2005年5月にDSRが「貸借対照表法現代化法についてのDSRの提案」を公表した。この行為は、商法典第342条第1項第2号によるものである。すなわち、そこには、会計規定についての立法計画にあたって法務省に助言することが当審議会の任務の一つとされているのである。今後、連邦法務省担当官草案を経て政府案が作成され、これが連邦議会および連邦参議院で審議される予定である。

図1は上述のことを要約し、「貸借対照表法現代化法についての DSR の 提案」の位置づけを示したものである。

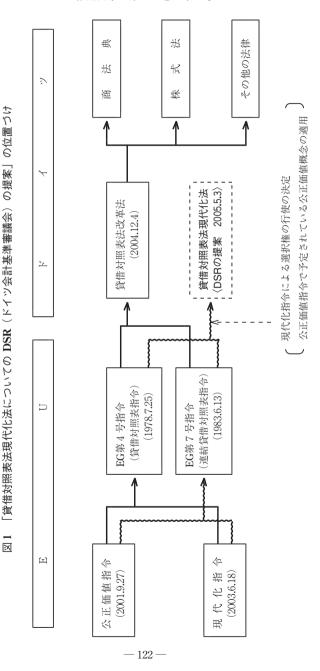
DSR はその「提案」の序文において、現代化に関して次の二つの目標を 設定している 6 。

- ① 年度決算書および連結決算書のより良い比較可能性を確保するため に、法律上の選択権の排除および会計政策の余地の制限を行うこと。
- ② 国際的な展開に商事貸借対照表法を徐々に適応させること。

また、提案の前提として、企業に対する租税中立性、並びに年度決算書および連結決算書に対する統一的な計上・評価規則の二つを挙げている⁷⁾。

DSR の提案は、その時間的な実現可能性に応じて、次のように四つに区別されている。すなわち、①短期的に変更可能な、商法典に対する改革案、

- 5) Bundesregierung, Entwurf: Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetz—BilReG). S. 40. これは、http://www.bmj.bund.de/media/archive/649.pdf から入手可能である。
- 6) Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 1.
- 7) Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 2.



②税法および(または)会社法を考慮に入れた改革案,③商法上の正規の簿記の諸原則(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung,以下 GoB と略記する)を考慮に入れた改革案,④改革案のための EG 第4号指令(貸借対照表指令)および第7号指令(連結貸借対照表指令)の変更,がそれである。

前記①は税法または会社法の変更なしで実施され、しかも GoB の現行の解釈を侵害しないものである。②では租税中立的に商法改正を行うために、基準性原則の修正を必要とする提案が挙げられている。③は EU の現代化指令および国際的展開に基づいて商法典の一層の展開を予定しているが、しかし商法上の GoB の適応および部分的には税法の適応を前提としている改革案である。そして④においては、商法典を変更するために、第4号指令および第7号指令の変更、特に企業選択権の廃止を要求する改革案が示されている。主な個別改革案——特に上記①の短期的に変更可能な商法改正案——は、第4節~第6節でみていきたい。

3. 現行の商法会計制度

貸借対照表法改革法後のドイツ商法会計制度――特に資本会社のそれ ――は、図2のようになっている。

まず、商法典第315 a 条第 1 項・第 2 項により、資本市場指向的親企業⁸⁾、 およびドイツ国内の組織化された証券市場(公式市場(amtlicher Markt) および規制市場(geregelter Markt))に上場申請中の親企業は、国際財務 報告基準(International Financial Reporting Standards、以下 IFRSs と略記 する)により連結決算書を作成することが義務づけられている。次に、同

8) 資本市場指向的企業 (kapitalmarktorientierte Unternehmen) とは,「それ自身によって、またはその子企業によって発行された,証券取引法第2条第1項第1文の意味における有価証券を通して,証券取引法第2条第5項の意味における組織化された市場を利用する企業」と定義づけることができる (Buchholz, Rainer, Grundzüge des Jahresabschlusses nach HGB und IFRS, 2. Aufl., Verlag Vahlen, München, 2004, S. 9)。

修道商学 第 46 巻 第 2 号

図2 ドイツの資本会社に適用される会計基準等

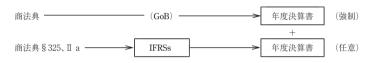
・資本市場指向的企業および国内で上場申請中の企業の連結決算書



非資本市場指向的企業の連結決算書



· 個別決算書



条第3項は、非資本市場指向的親企業に、IFRSs により連結決算書を作成するか、または商法上の GoB に従って連結決算書を作成するという選択権を与えている。この場合、商法典第342条により、DSR が公表する会計基準 ——これはドイツ会計基準 (Deutsche Rechnungslegungs Standards) と呼ばれている——は連結決算書に関する GoB とみなされる。

第三に、年度決算書は GoB により作成されなければならない。これは強制である。それに加えて任意に、情報目的で IFRSs に従って年度決算書を作成することが商法典第325条第2 a 項で認められている。IFRSs によって個別決算書を作成した場合、大規模資本会社はそれを連邦官報で開示すればよい。しかし小規模資本会社および中規模資本会社においては、あくまでも GoB による決算書が登記裁判所に提出されなければならない⁹⁾。

⁹⁾ 商法典第267条第1項によれば、小規模資本会社とは、次の三つの基準値のうち少なくとも二つを超えないものである。①借方に計上された欠損金額控除後の貸借対照表総額:4,015,000ユーロ、②決算日前12か月の売上高:8,030,000ユーロ、③年間平均従業員数:50人。

このようにドイツ企業は IFRSs によって決算書を作成することが義務づけられているか、あるいはそれが可能となっている。それでは、具体的にどのような個別の会計基準等が適用されるのであろうか。2003年 9 月29日の、欧州議会および理事会の規則(Nr. 1725/2003) 10)において一定の国際会計基準(International Accounting Standard、以下 IAS と略記する)が受け入れられた。その後、2004年 4 月 6 日の規則(Nr. 707/2004) 11)、11月19日の規則(Nr. 2086/2004) 12)、12月 29日の規則(Nr. 2236/2004,Nr. 2237/2004,Nr. 2238/2004) 13)、2005年 2 月 4 日の規則(Nr. 211/2005) 14 ,7

- 10) Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 der Kommission vom 29. September 2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates, Amtsblatt der Europäischen Union, L 261, 46. Jg., 13. Oktober 2003, S. 1–420.
- 11) Verordnung (EG) Nr. 707/2004 der Kommission vom 6. April 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates, Amtsblatt der Europäischen Union, L 111, 47, Jg., 17. April 2004, S. 3–17.
- 12) Verordnung (EG) Nr. 2086/2004 der Kommission vom 19. November 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates und im Hinblick auf die Einführng von IAS 39, Amtsblatt der Europäischen Union, L 363, 47. JG., 9. Dezember 2004, S. 1–365.
- 13) Verordnung (EG) Nr. 2236/2004 der Kommission vom 29. Dezember 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des

中規模資本会社とは、上記の基準値のうち少なくとも二つを超え、且つ次の三つの基準値のうち少なくとも二つを超えないものである(第267条第2項)。①借方に計上された欠損金額控除後の貸借対照表総額:16,060,000ユーロ、②決算日前12か月の売上高:32,120,000ユーロ、③年間平均従業員数:250人。大規模資本会社は、第2項の基準値のうち少なくとも二つを超えるものである。

修道商学 第 46 卷 第 2 号

月7日の規則(Nr. 1073/2005)¹⁵⁾ により新規受入れや,差替えが行われ,現在では下記の個別の IAS,解釈指針委員会解釈指針(Standing Interpretations Committee Interpretation,以下 SIC と略記する),国際財務報告基

Rates betreffend International Financial Reporting Standards (IFRS) Nr. 1, 3 bis 5, International Accounting Standards (IAS) Nr. 1, 10, 12, 14, 16 bis 19, 22, 27, 28, 31 bis 41 und die Interpretationen des Standard Interpretation Committee (SIC) Nr. 9, 22, 28 und 32, Amtsblatt der Europäischen Union, L 392, 47. Jg., 31. Dezember 2004, S. 1–145.

Verordnung (EG) Nr. 2237/2004 der Kommission vom 29. Dezember 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates im Hinblick auf IAS 32 und IFRIC 1, Amtsblatt der Europäischen Union, L 393, 47Jg., 9. Dezember 2004, S. 1–41.

Verordnung (EG) Nr. 2238/2004 der Kommission vom 29. Dezember 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates betreffend IFRS 1 und IAS Nrn. 1 bis 10, 12 bis 17, 19 bis 24, 27 bis 38, 40 und 41 und SIC Nrn. 1 bis 7, 11 bis 14, 18 bis 27 und 30 bis 33, Amtsblatt der Europäischen Union, L 394, 47. Jg., 31. Dezember 2004, S. 1–175.

- 14) Verordnung (EG) Nr. 211/2005 der Kommission vom 4. Februar 2005 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates im Hinblick auf den International Financial Reporting Standard (IFRS) Nr. 1 und 2 und die International Accounting Standards (IAS) Nr. 12, 16, 19, 32, 33, 38 und 39, Amtsblatt der Europäischen Union, L 41, 48. Jg., 11. Februar 2005 S. 1–27.
- 15) Verordnung (EG) Nr. 1073/2005 der Kommission vom 7. Juli 2005 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates im Hinblick auf IFRIC 2, Amtsblatt der Europäischen Union, L 175, 48. Jg., 8. Juli 2005, S. 3-11.

準(International Financial Reporting Standard,以下 IFRS と略記する), 国際財務報告解釈委員会解釈指針(International Financial Reporting Interpretations Committee Interpretation,以下 IFRIC と略記する)が EU で受け入れられている。

- · IAS…第1号, 第2号, 第7号, 第8号, 第10号, 第11号, 第12号, 第14号, 第16号, 第17号, 第18号, 第19号, 第20号, 第21号, 第23号, 第24号, 第26号, 第27号, 第28号, 第29号, 第30号, 第31号, 第32号, 第33号, 第34号, 第36号, 第37号, 第38号, 第39号, 第40号, 第41号。
- ·SIC…第10号, 第12号, 第13号, 第15号, 第21号, 第25号, 第27号, 第29号, 第31号, 第32号。
- ·IFRS…第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号。
- · IFRIC…第1号, 第2号。

上記の一連の IAS などがドイツ企業の決算書 (特に連結決算書) 作成に 影響を及ぼす。さらに EG 第4号指令¹⁶⁾, EG 第7号指令¹⁷⁾ がドイツ国内 法に変換されて、決算書の作成に影響を与える。特に、これらの指令は多 くの加盟国選択権を置いているので、それに対する態度表明が必要である。 加えて、DSR が公表した会計基準も、連結決算書作成に際して GoB とし て機能する。このように、ドイツの商法上の年度決算書および連結決算書 は、IFRSs、第4号指令、第7号指令、ドイツ会計基準、商法上の GoB に

¹⁶⁾ Vierte Richtlinie des Rates vom 25. Juli 1978 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den Jahresabschluß von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen. なお、本指令制定後の改正点などを整理統合した本文(Konsolidierter Text)は、http://europa.eu. int/eur-lex/de/consleg/main/1978/de_1878L0660_index.html から入手可能である。

¹⁷⁾ Siebente Richtlinie des Rates vom 13. Juni 1983 aufgrund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe g) des Vertrages über den konsolideirten Abschluß. なお、本指令制定後の改正点などを整理統合した本文は、http://europa.eu.int/eurlex/de/consleg/main/1983/de_1883L0349_index.html から入手可能である。

依拠して作成される。

4. 年度決算書(商法典第238条~第289条, 商法施行法第28条)に対する改正案

第2節でみたように、DSR は時間的な実現可能性に応じてその提案を四つに区別していた。本節と次節では、短期的に変更可能な商法改正案を吟味していきたい。年度決算書についての改正案を、この節では検討していくこととする。

(1) 計上選択権の廃止

商法典に設けられている計上選択権に関して、次の9項目の廃止が提案 されている $^{18)}$ 。

- ① 次年度の最後の9か月において取り戻される,実施しなかった維持 修繕のための出費についての引当金(第249条第1項第3文)
- ② 費用性引当金(第249条第2項)
- ③ 1986年12月31日以前に確約された直接的年金債務(いわゆる旧確約), 間接的年金債務,および年金に類似した債務についての引当金(商法 施行法第28条第1項第1文,第2文)
- ④ 費用として考慮に入れられた、棚卸資産に係る関税および消費税 (第250条第1項第2文第1号)
- ⑤ 決算日に表示されるべき前受金または棚卸資産から明示的に控除された前受金に係る,費用として考慮された売上税(第250条第1項第2 文第2号)
- ⑥ 承継取得した営業権 (第255条第4項第1文)
- ⑦ 受注前受金 (第268条第5項第2文)
- ⑧ 開業費および営業の拡張費 (第269条)

¹⁸⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 3–7.

- ⑨ 催告をしていない未払込出資金(第272条第1項第2文,第3文) これらの9項目について,計上選択権を廃止し,計上禁止または特定の 方法での計上義務を提案している。その内容や根拠などをみていこう。
- ①,②の引当金は、商法典第249条第1項第3文および第2項によれば、「設定することができる」となっており、選択権が与えられている¹⁹⁾。これについて、DSR はこれらの引当金は企業外部の第三者に対する法的債務ではなく、またその計上は国際的な会計処理方法にも反するとして、計上禁止を提案している。

年金引当金(上記③)については、現行法では旧確約に関するものは貸方計上選択権、新確約(1987年1月1日以後の確約)に関するものは貸方計上義務となっている²⁰⁾。旧確約についても貸方計上義務とすべきである、というのが DSR の提案である。その場合、移行措置として、年金債務を10年にわたって損益作用的に把握するか、または一度だけ損益中立的に自己資本として処理するという企業選択権を設けることも同時に提案されている。

費用とみなした関税・消費税で、決算日に表示されるべき棚卸資産に属するもの(上記④)は、第250条第1項第2文第1号によれば、計算限定項目として計上することができるとされている。しかし IAS 第2号第8項は、これらを計算限定項目とみなしていない²¹⁾。調達原価または製造原価の構

¹⁹⁾ 本稿において、現行のドイツ商法典の検討にあたって、次のテキストを用いた。 HGB: Handelsgesetzbuch mit GmbHG・PartGG・GWB・UMG・MarkenG・ GeschmMG・WG・ScheckG・WpHG・ProdHaftG, area-verlag, Erftstadt, 2005. また、黒田全紀編著『解説 西ドイツ新会計制度』同文館、1987年、を参考にした。

²⁰⁾ 年金引当金については、川口八州雄著『会計指令法の競争戦略』森山書店、2000年、325-365ページ、に詳しい説明がある。

²¹⁾ 本稿において、IFRSs の検討にあたって、次のテキストを用いた。International Financial Reporting Standards IFRS einschließlich International Accounting Standards IAS und Interpretationen, Die amtlichen EU-Texte, Englisch-Deutsch, Stand: Februar 2005, IDW Verlag, Düsseldorf, 2005. また、デロイト・トウシュ・

修道商学 第 46 巻 第 2 号

成要素とみなしている。それに合わせるため、DSR は第250条第1項第2 文第1号を削除し、第255条第1項第2文(「調達原価には付随費用および 事後的取得原価も含まれる」)の中に関税・消費税も追加して、借方計上義 務とすることを提案する。

また,前受金に係る売上税(上記⑤)についても,現行法はこれは費用であるが,計算限定項目として計上することもできるとしている。しかし,IASはそれを計算限定項目とみなしていない。したがって,DSRは第259条第1項第2文第2号の削除と,前受金から売上税相当額を控除した金額の貸方計上義務を提案している²²⁾。

商法典第255条第4項第1文は,有償取得の営業権を計上してもしなくても良いと規定している(上記⑥)。しかし,国際的にはこれは資産として借方計上されている。そこで,DSRは有償取得の営業権は資産であることを法律理由書で明言し、借方計上義務とするよう述べている。

⑦は受注前受金の表示方法に関するもので、現行法(第268条第5項第2

トーマツ編『国際財務報告基準の実務 (第2版)』中央経済社,2005年,を参考に した。

22) 前受金に係る売上税に関して、これを費用計上しない場合、二つの会計処理方法が考えられる。一つは総額法、今ひとつは純額法である。例えば、ある企業が30,000ユーロの機械を受注したとしよう。その16%、すなわち4,800ユーロの売上税が別途かかる。そして受注額のうち、17,400ユーロの前受金を受け取ったとする。内税なので、そのうち2,400ユーロが前受金に係る売上税となる。この場合、総額法で会計処理すれば次のようになる。

(借)	現	金	17,400	(貸)	前	受	金	17, 400
	売上税(費用)	2,400		売_	上税信	責務	2,400
	計算限知	包項目	2,400		売」	上税(費用)	2,400
	(前受金	に係る	売上税)					

また、純額法によればこうなる。

(借) 現	金	17,400	(貸) 前 受	金	15,000
			売上税債	務	2,400

DSR は、この純額法による会計処理を提案しているのである。この方法によれば、計算限定項目が現われなくて済むのである(Weber-Grellet, Heinrich, Bilanzsteuerrecht, 8. Aufl., Alpmann und Schmidt, Münster, 2004, S. 103f.)。

文)では、借方で棚卸資産項目から明示的に控除するか、または貸方に債務として区分表示するという選択権が定められている。IFRSs は借方での差引計算を認めていないので、後者の方法によることが提案されている。

開業費および営業の拡張費は、IAS 第38号によれば、それらが資産としての借方計上前提を満たす場合を除いて期間費用である。一方、ドイツ商法典第269条は貸借対照表計上補助として資産計上することもできるとしている(上記®)。本来、貸借対照表計上補助という概念は債務超過を回避するために導入された。しかし今日では、倒産法(Insolvenzordnung)により債務超過の回避のために貸借対照表計上補助を考慮に入れることはできない、という点で意見が一致している。したがって、DSR は貸借対照表計上補助という概念の廃止と、当該条項の削除を予定している。

最後は、催告をしていない未払込資本金の表示方法に関するものである (上記⑨)。現行法(第272条第1項第2文,第3文)では、これを借方の固

図3 催告をしていない未払込資本金の表示方法

/ 第 1 法\

(第1位/	貸借	対 照 表	
A. 引受済資本金の未払込額 (うち払込催告額 50) B. 固 定 資 産	150	A. 自己資本 I. 引受済資本金	1,000
差 額	850 1,000		1,000
〈第2法〉	<i>I</i> D. <i>I</i> II	tt ma de	
	貸借	対 照 表	
A. 固定資産	貸 借 :	A. 自己資本	
A. 固定資産 B. 流動資産 :	貸 借 :		
B. 流 動 資 産	賃 借 :	A. 自己資本 I. 引受済資本金 1,000	900
–	賃 借 5 50 850	A, 自己資本 I. 引受済資本金 1,000 払込非催告額 -100	900

定資産の前(図3・第1法)か、貸方の自己資本の部(図3・第2法)に計上できるとされている²³⁾。前者の場合には、引受済資本金の未払込額150から括弧書きしてある払込催告額50を控除した金額(100)が、催告をしていない未払込資本金となる。このような現行の表示方法に対して、DSRは、主張できない債権は経済的な価値を有さないのであるから、これを借方に計上することは経済的観察法に反するとして、これを認めている第271条第1項第2文を削除し、貸方での表示のみを認めるべきであると指摘している。さらに、前者は商法典第267条に照らしても問題があると述べている。すなわち、第267条は資本会社を大規模・中規模・小規模に分類するための基準を挙げているのであるが、その基準の一つに「貸借対照表総額」がある。図4からも理解できるように、経済的価値を有さないものを計上した第1法は、第2法に比してその金額が大きくなり、そのことを問題視しているのである。

(2) 評価選択権の廃止

下記の 6 項目に認められている評価選択権の廃止を DSR は勧告している $^{24)}$ 。

- ① 減価償却方法の決定(第253条第2項第2文)
- ② 単に一時的な価値下落が予想される場合の,固定資産に係る減価記入(第253条第2項第3文,資本会社に対しては第279条第1項により緩和された低価主義は財務固定資産に限定されている)
- ③ 近い将来において予想されるべき価値変動に基づいた,流動資産に 係るヨリ低い価値の斟酌(第253条第3項第3文)
- ④ 理性的な商人の判断による計画外減価記入(第253条第4項,資本会 社は第279条第1項により禁止されている)
- ⑤ 計画外減価記入の理由が消滅した場合のヨリ低い価値の保持(第255
- 23) 図3は、黒田全紀編著、前掲書、81ページ、に拠った。
- 24) Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 7-11.

条第5項,資本会社に対しては第280条第1項によりさらに価値回復義 務がある)

(6) 営業権の減価記入(第255条第4項第3文)

上記の項目の内容と選択権廃止の根拠等を詳しくみてみよう。①に関して、商法典第253条第2項第2文は固定資産を減価償却することを定めているが、その方法には触れていない。DSR は具体的な減価記入方法を規定すること、ただし逓減的減価記入は国際的に実施されていないので、これを認めないこと、これらのことを勧告している。

次に②について、第253条第2項第3文は固定資産の減価記入のことを規定している。その前半は時価が簿価より低ければ計画外減価記入ができること、そして後半は価格が持続して下落すると予想されるときは計画外減価記入をしなければならないことを定めている。また第279条第1項は、資本会社の場合には価格下落が持続すると見込まれないときは、財務固定資産に限り減価記入をすることができる(緩和された低価主義)と述べている。

IAS 第36号第59項によれば、回収可能額が簿価を下回った場合、減価記入義務が存する。このとき、正味売却価格と、継続的な利用から生じる使用価値とを比較して大きい方が回収可能額とされる。そうすると単なる一時的な価値下落の場合には、計画外減価記入はほとんど問題にならない。というのは、一時的に下落している市場価格はなるほど正味売却価格を減少させるが、しかし必ずしも使用価値を減少させるものではないからである。これを受けて、DSR は企業の法形態とは無関係に、単なる一時的な価格下落の場合の減価記入を財務固定資産に限定することを勧告する。ただ、EG 第4号指令の第35条第1項第1文c) aa) によれば、持続的ではない、ヨリ低い価値への財務固定資産の減価記入については企業選択権が与えられている。したがって、DSR は上記の勧告に加えて、資本会社に対しては財務固定資産の一時的な価格下落の場合に減価記入するかどうかを企業に委ねることも指摘している。

③は国際的にみて一般的ではない。しかもこれに関して、EG 第 4 号指令はその第39条第 1 項 c)により加盟国選択権を与えているので、第253条第 3 項第 3 文を削除することに何ら問題はない。

第253条第4項で認められている,資産に係るいわゆる恣意的減価記入(上記④)は、IFRSsにおいても,第4号指令においても許容されていない。したがって,DSRはこれを廃止することを勧告する。その場合,すでに恣意的減価記入を行った資産は選択権の廃止に伴い,増価記入されなければならない。そのために,(イ)自己資本に組み入れることにより損益中立的に,または(ロ)数年間に配分して損益作用的に,処理することができるとしている。あるいは,すでに恣意的減価記入を行ったものはそのままにし、新たなそれを禁止する方法も考えられるという。

商法典第253条第5項によれば、上記②、③および④によるヨリ低い計上価額は、計画外減価記入の理由が消滅した場合にも、保持することができる(上記⑤)(但し、資本会社にあっては、第280条第1項により価値回復が義務化されている)。これに対して、IFRSsによれば価値回復義務がある²⁵⁾。したがって、DSRはすべての商人に対して価値回復を義務づけるため、今まで第280条に置かれていた規定(すなわち資本会社に対する規定)の内容に沿って、第253条第5項を変更することを勧告する。

⑥は営業権の償却に関するものであって、商法典第255条第4項第3文は、営業権の金額は取得の翌年度以降の各営業年度において4分の1以上を償却しなければならないという第2文を受けて、「但し、営業権の償却額は、利用されると見込まれる営業年度に対しこれを計画的に配分することもできる」と規定している。これについて、IAS 第36号は暖簾の減損テストを予定している。同様に、IFRS 第3号第54項は暖簾の計画的減価記入を禁止

²⁵⁾ IFRSs においては、棚卸資産に対しては強制低価法が適用されており、 評価 減後,正味実現可能価額が上昇した場合,価額を回復しなければならない (IAS 第2号第34項)。また固定資産の減損に関しても、減損後,回収可能価額が上昇した場合、戻し入れが要求される (IAS 第36号第114項)。

している。しかも IAS 第36号第81項によれば、営業権は取得後、現金生成単位に配分され、これが減損テストを受けることになっている。暖簾が配分された現金生成単位の回収可能額が簿価を下回った場合に減損が認識される。そのとき、まず暖簾の簿価が減額されることになっている。

このような国際的な会計処理方法である減損テストはコストがかかり、また中小企業にとっては煩雑である。そこで、DSR は減損テストを商法典に取り入れることを断念した。その代わり、現行の選択権(第255条第4項第3文)を廃止し、しかも15年という期間にわたる計画的減価記入を勧告する。15年という数字は税法に由来するものである。

(3) 年度決算書におけるその他の変更

DSR は年度決算書に関して、選択権の廃止とは別に、さらに二つの変更を勧告している 26 。

その一つは年金引当金に関するものである。商法典は第249条に引当金に関する規定を置いている。年金引当金はその第1項にいう不確定債務として設定されうる。なお、資産・負債の計上価額を規定している第253条第1項には、年金債務に関する規定はない。

一方、国際的な展開に目を向ければ、IAS 第19号は年金債務の評価方法として予測単位割増方式を採用している。また、回廊方式を保険数理上の差異の認識方法としている。このような内容の IAS 第19号に依拠して、第253条第1項に年金引当金の具体的な評価方法を規定するよう DSR は勧告している。このことが債務の完全な表示に連なるのである。なおその際、保険数理上の差異は将来の展開を考慮に入れるのであって、評価は決算日以後の状況を考慮に入れないという決算日原則(Stichtagsprinzip)が拡大解釈されなければならない。

第二に、DSR は年度決算書について、第266条を改正して、貸借対照表項

²⁶⁾ Deutscher Standardisierungs Rat. a.a.O., S. 12–14.

目を長期性(非流動性)・短期性(流動性)に応じて分類するよう提案する。 現行法ではこのような分類表示は採用されていない。しかし IAS 第1号第 51項は原則的に,流動・非流動区分の流動性配列法よることを予定してい る。EG 第4号指令第10 a 条は,加盟国に対し,従来の区分表示の代わりに, 流動・非流動区分を認めるか,命令できるとしている。したがって,指令 に反することなく、ドイツでそれを採用することができる。

5. 連結決算書(商法典第290条~第315 a 条)に対する改正案

(1) 連結決算選択権の廃止

連結決算にあたって認められている選択権の廃止も、DSR によって勧告されている。下記の11項目がそれである $^{27)}$ 。

- ① 親企業の権利が制限される場合の組入の放棄(第296条第1項第1 号)
- ② 情報入手のために過大なコストがかかる場合の組入の放棄 (第296条 第1項第2号)
- ③ 子企業の持分を転売目的で取得したの場合の組入の放棄(第296条第 1項第3号)
- ④ 簿価または付されるべき時価での資本連結(第301条第1項第2文)
- ⑤ 連結決算のための価額計上の時点(第301条第2項)
- ⑥ 貸借対照表における借方差額と貸方差額の相殺(第301条第3項)
- (7) 持分プーリング法の場合の資本連結(第302条)
- ⑧ 連結にあたっての親企業の評価選択権の新行使(第308条第1項)
- ⑨ 連結決算での統一的評価の例外 (第308条第2項)
- ⑩ 連結決算書での営業権の取り扱い
- ① 関連企業に対する価額計上および差額の取り扱い (第312条)

上記の各項目について、国際的な展開をみながら、選択権廃止の根拠お

²⁷⁾ Deutscher Standardisierungs Rat. a.a.O., S. 15–21.

よび勧告内容を検討していこう。

上記の①~③は、連結の範囲に関するものである。商法典第296条第1項は、次の三つのケースでは当該子企業を連結の範囲に含めないこともできるとしている。

- ・著しく、かつ長期の制約により当該企業の財産または業務執行に関する親企業の権利の行使が持続的に阻害される場合(第1号)、
- ・連結決算書の作成のために必要な事項が不相当に高額の出費または遅 延を伴うことなしには入手することができない場合(第2号),
- ・子企業の持分がもっぱら転売を目的として保有される場合(第3号)。連結の範囲について、IAS は支配力基準を採用している(IAS 第27号第13項)。上記①(第296条第1項第1号)の場合には「支配」が満たされていないので、組入禁止とされるべきであると DSR は勧告する。②(第2号)については IFRSs に明白な規定はない。しかし、DSR は過大なコストは選択権に対する理由付けにはならないとする。当然、組み入れられるべきである。また、③(第3号)に関して、IFRS 第5号に関連した IAS 第27号第12項の注記は、このようなケースを組入禁止としている。要するに、これら三つのケースでは選択権は廃止されるべきであり、第296条第1項を削除するよう DSR は勧告するのである。ただ、③のケースでは、EG 第7号指令第13条第3項 c)が企業選択権として「組み入れる必要はない」としているので、指令を変更しなければならないという。
- ④~⑥(商法典第301条)はパーチェス法による資本連結に関連するものである。まず、④についてみてみよう。第301条第1項第2文は、親企業の投資勘定と子企業の資本勘定の相殺消去の方法について規定している。そこでは、子企業の自己資本の評価方法として、第1号に掲げる簿価法(Buchwertmethode)と第2号に掲げる新規評価法(Neubewertungsmethode)との間で選択が認められている²⁸。

²⁸⁾ 簿価法による資本連結手続きは次のようである。①親企業の貸借対照表上の資 /

修道商学 第 46 巻 第 2 号

これに対して、IFRS 第3号第36項は被買収企業の資産・負債を公正価値で評価すべきであると述べている。また、新規評価法は、個別企業は法的に独立しているにもかかわらず、親・子企業から構成される連結企業は経済的・法的単一体を形成するという「単一理論」に合致する。このような理由から、DSR は選択権を廃止し、新規評価法のみによるよう勧告する。これが上記④の内容である。

⑤について、第301条第2項によれば、親企業の投資勘定と子企業の資本 勘定の相殺計算は持分の取得時点の計上価額、または連結決算書に子企業 を初めて組み入れた時点のそれに基づいて行うことができる。IFRS 第3号 第36項は持分の取得時点の計上価額を用いているので、それに合わせるた めに現行商法にみられる選択権の廃止が勧告されている²⁹⁾。

本参加の簿価と、子企業の貸借対照表上の出資比率相当分の自己資本を相殺し、連結差額を求める。②子企業の資産・負債に係る秘密積立金で出資比率相当分を連結差額と相殺し、連結差額について借方残高が生ずれば営業権、貸方残高の場合には資本連結差額とする。

これに対して、新規評価法の場合はこうである。①子企業について第2商事貸借対照表(Handelsbilanz II)を作成する。これは、資産・負債に係る秘密積立金を取り崩し、資産・負債・資本を時価で評価した貸借対照表である。②親企業の貸借対照表上の資本参加の簿価を、出資比率相当分の、第2商事貸借対照表に表示された自己資本と相殺し、連結差額を求める。③連結差額を営業権(または資本連結差額)に振り替える。

100%資本参加のケースでは、どちらの方法で処理しても同じ結果になる。ところが少数株主が存在すれば、結果は違ってくる。新規評価法の場合には、少数株主に帰属する秘密積立金も取り崩され、連結貸借対照表に表示されるので、簿価法に比して、貸借対照表総額が大きくなり、また少数株主持分の評価額も大きくなる(vgl. Gräfer, Horst/Scheld, Guido A, Grundzüge der Konzernrechnungslegung, 8, Aufl., Erich Schmidt Verlag, Berlin, 2003, S, 89-121)。

29) DSR は、第301条第1項および第2項における選択権を廃止するため、二つの項を一つにまとめて第1項とし、次のような文言にすることを提案する。「(1)連結決算書に組み入れられる子企業に対する持分で親企業に属するものの計上価額は、子企業の自己資本のうち当該持分に割り当てられる金額と相殺される。自己資本は、連結決算書に収容されるべき資産・負債・計算限定項目・貸借対照表ス

⑥は投資消去差額の表示方法に関する事項である。商法典第301条第3項によれば、投資消去差額が借方に生じるときは営業権として、貸方に生じるときは資本連結差額として表示するか、あるいは両者を相殺した金額を表示することができる。このことについて、DSR は相殺する方法は認められるべきではないと指摘する。

第302条は持分プーリングによる資本連結について規定している(上記
⑦)。したがって、第301条に定められているパーチェス法との間で選択権が存在する。しかし、持分プーリング法は実務で適用されていないし、IFRS 第3号もパーチェス法しか認めていない。これを受けて、第302条を削除するよう DSR は勧告している。

DSR は、親企業と子企業での統一的評価を定めた第308条の選択権も廃止するように提案する(上記®、⑨)。まず、その第1項第2文は、親企業の法により認められる評価選択権は、年度決算書組入企業で行使されたか否かを問わず、連結決算書において行使することができる、としている。これについて、IAS 第27号第28項は、連結財務諸表は統一した会計方針を適用して作成しなければならないと謳っている。それ故に、DSR は第308条第1項第2文の文言を、「親企業の法により認められている評価選択権は、連結決算書に組み入れられる企業の年度決算書でのその行使とは関係なく、連結決算書において統一的に行使される」300 と変更するように勧告する。

また、第308条第2項は、親企業および子企業の年度決算書における資産・負債の評価が、連結決算書で適用されるべき評価方法とは異なる方法で行われたとき、個別決算書での評価額は連結決算書で適用されるべき方法で新規に評価しなければならない旨、規定している。これも統一的評価の要請である。ところが、第3文では、第1文のケースで影響が小さい場

計上補助の,持分取得時点の価値,あるいは異なった時点で取得した場合には企業が子企業になった時点の価値に一致する金額で計上しなければならない。」 (Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 16.)

³⁰⁾ Deutscher Standardisierungs Rat. a.a.O., S. 17.

合には新規評価を行わなくてもよいとしており、ここに選択権が存在する。 この現行法の規定に対して、DSR は、IAS 第27号第28項のように統一的な 会計方針に基づかなければならないとして、第3文の削除を提案している。

投資消去差額として借方に生じた営業権の償却について、第309条第1項は様々な選択権を置いている(上記⑨)。すなわち、次年度以降最大4年間にわたる計画的減価記入、利用期間にわたる計画的減価記入、または準備金との相殺がそれである。DSR はこれらのうち、準備金との相殺(損益中立的)に関する部分(第309条第1項第3文)は削除すべきであるという。そして、年度決算書における営業権の償却に対して行った提案に準じて、選択権を認めない新規定をつくることを勧告する。

最後に、上記⑩の内容をみてみよう。第312条は関連企業に対する資本参加の計上価額および差額の処理を規定している。第312条第1項第1文は、関連企業に対する資本参加の評価方法として、簿価法と、関連企業の出資比率相当分自己資本に一致する金額(但し取得価額を上限とする)を用いる新規評価法の二つを挙げ、それらの間での選択権を与えている。これに対して、IAS 第28号は持分法を採用している。その第2項によれば、持分法とは最初に投資を原価で記録し、その後の被投資企業の純資産に対する投資企業の持分の変動に応じて投資原価を修正する方法である。したがって、DSR は簿価による持分価値の計算を勧告する。

また、第312条第3項は、資本参加の計上価額を、持分を取得した時点か、または連結決算書に関連企業を初めて組み入れた時点の計上価額に基づいて算出するよう規定している。この選択権を廃止するために、DSR は取得時点を基準とするよう提案する。

(2) 連結決算書におけるその他の変更

ここでは、次の三つの項目について変更が提案されている³¹⁾。

³¹⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 21–23.

- ① 支配的影響または統一的指揮の場合の連結義務(第290条第1項,第 2項)
- ② 取得企業の親企業に対する持分の,自己持分としての借方表示命令 (第301条第4項)
- ③ その他の社員の持分の表示(第307条)

まず①についてみてみよう。ここでは特に特定目的会社を連結対象にするための文言の変更が勧告される。商法典第290条は連結決算書の作成義務に関する規定である。その第1項によれば、

・ある資本会社(親企業)が別の企業(子企業)に対し統一的指揮を有し、かつ第271条第1項にいう資本参加を有するとき、

そして第2項によれば、

- ・ある資本会社 (親企業) が別の企業 (子企業) について、
 - (イ) 社員議決権の過半数を有するか.
 - (ロ) 管理機関,指揮機関または監督機関の構成員の過半数を任命また は解任する権利を有するか.
 - (ハ) 契約または定款に基づく支配権を有するとき、

連結決算書作成義務が存する。

上記の規定は EG 第7号指令第1条を変換したものである。しかし,第7号指令の本来の規定は次のようであった。まず第1条第1項は,ドイツ商法典第290条第2項に変換されたもので,そこでは指揮の有無とは無関係に支配概念が用いられている。そして次に,第1条第2項で加盟国選択権として連結義務の追加的規定を置いている。すなわち,(イ)ある企業(親企業)が別の企業(子企業)に支配的な影響を与えるか,または支配を行使しうるか,または実際にそうである場合,(ロ)ある企業(親企業)および別の企業(子企業)が親企業の統一的指揮の下にある場合,に連結決算書を作成するというものである。

DSR はドイツにおいても支配力基準を採用するために、商法典第290条 を第7号指令のような構成にすべきであると指摘する。そしてまた、商法 典第290条第1項では「資本参加」が前提となっているが、EG 第7号指令 (第1条第2項)では現代化指令以後、その前提はなくなっている。ドイツ 商法典でも、このようにしなければならない。こうすることによって、な るほど親企業の統一的指揮の下にあるが、親企業が資本参加していない企業も連結範囲に加えられる。すなわち、特定目的会社の連結が達成される。その結果、連結決算書の言明能力が高まる。

次に、②に目を向けよう。商法典第301条第4項は、親企業に対する取得企業の持分を自己持分として流動資産の部に区分表示するよう規定している。これに対して、IAS 第32号第33項によれば、それは自己資本から控除しなければならない。第301条第4項をそのように変更するよう、DSR は提案している。

商法典第307条は、その他の社員の持分(少数株主持分)の表示に関するものである。その第1項第2文は、第301条第1項第2文第2号による新規評価法によって資本連結を行った場合、少数株主持分勘定には取り崩された秘密積立金のうち少数株主比率分も算入しなければならないというものである。これに関して、すでに述べたように、DSR は第301条第1項の文言自体の変更を提案しており、そうすると第307条第1項第2文の規定は不要になるので、これを削除すべきであると勧告する。

6. その他の改革案

(1) 短期的な改革案

まず、年度決算書および連結決算書おける表示選択権の廃止のことに触れよう。ここでは主に、年度決算書(連結決算書)での表示と附属説明書(連結附属説明書)でのそれとの間で選択権が与えられている事項について、選択権を廃止し、どちらか一方で表示を行うよう勧告が行われている³²⁾。例えば、①固定資産一覧表(第268条第2項第1文、第298条第1項)、②固

³²⁾ Deutscher Standardisierungs Rat. a.a.O., S. 24f.

定資産に係る,営業年度の減価記入額(第268条第2項第3文,第298条第1項),③債務の逆打歩(第268条第6項,第298条第1項)などは,貸借対照表で表示するか,または附属説明書で表示しなければならない。これについて,DSRは国際的な展開を考慮に入れて,①,②は附属説明書で,③は貸借対照表でそれぞれ表示することを求め,そのための条文変更を提案する。

次に、DSR は年度決算書の義務的構成要素(第264条第1項第1文)の拡大を提案する³³⁾。現行法によれば、年度決算書は貸借対照表、損益計算書および附属説明書から構成される。これに対して、IAS 第1号第8項は、1組の完全な財務諸表の構成要素として以下のものを挙げている。

- · 貸借対照表
- · 損益計算書
- · 株主持分変動計算書
- キャッシュ・フロー計算書
- ・会計方針およびその他の説明を含む附属説明書

さらに、IAS 第14号は株式や社債が上場されている場合、およびそれらを市場で発行しようとしている場合には、企業に対してセグメント計算書の作成を義務づけている。

図2からも分かるように、年度決算書についてはこれを IFRSs に従って 作成する必要がないので、たとえ資本市場指向的ではあっても、連結義務 のない企業は、IFRSs に従って決算書を作成しなくてよい。したがって、これらの企業の年度決算書の受取人は、キャッシュ・フローや自己資本の変動に関する情報に接することができない。ドイツでは資本市場指向的企業の約25%が、連結義務に服していないといわれている³⁴⁾。DSR はこのような企業に対して、資金計算書および自己資本一覧表の作成を義務づけ、任意にセグメント計算書を作成できるように第264条第1項第1文を変更す

³³⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 26.

³⁴⁾ Ebenda.

るように勧告する。

(2) 中・長期的な改革案

DSR の提案には、すでに指摘したように、中・長期的な改革案も含まれている。数多くの個別提案が行われているが、ここでは二つの特徴的なものを取り上げることにしたい。

一つは、逆基準性原則により設定される項目の廃止を要求していることである。また、ケースによっては基準性の廃止も求めている³⁵⁾。準備金的性質を有する特別項目(第247条第 3 項、第273条第 2 文)は、純粋に税法上の理由から設定される項目である。EG 第 4 号指令はこのような項目を認めていないので、ヨーロッパ法に背く。また、ヨリ低い、税法上のみ認められている価値への減価記入(第254条、第279条第 2 項)も逆基準性によるものである。税法に由来する減価記入自体は EG 第 4 号指令第35条第 1 項 d)(固定資産)および第39条第 1 項 c)(流動資産)によれば加盟国選択権であり、その点では問題はない。しかし、逆基準性が第 4 号指令に反するのである。さらに、DSR は逆基準性は年度決算書の情報機能を著しく侵害することも指摘している。逆基準性原則は廃止されるべきであるというのが DSR の見解である。

商法典第256条は棚卸資産の消費順序について、一定の仮定ができると規定している。これに対して、IAS 第2号第25項は加重平均法と先入先出法のみを認めている。また、EG 第4号指令第40条は加盟国選択権として、加重平均法、先入先出法、後入先出法、あるいはこれらに匹敵する方法を認めている。DSR は、加重平均法は商法典第240条第4項で認められているので、第256条では先入先出法のみを認めるべきであるという。なお、税法は基準性を前提に後入先出法を認めているので、年度決算書でそれが認められなくなるのであれば、このケースでは基準性が廃止されなければならない。

³⁵⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 28–30

第二は、商法典第253条(資産および負債の計上価額)に関連した公正価値評価の問題である³⁶⁾。IFRSs は公正価値による貸借対照表計上に関して、広範囲に及ぶ可能性を与えている。公正価値での評価は金融商品のみならず、例えば一定の動産(IAS 第40号)や農業製品(IAS 第41号)に対しても可能である。EG 指令においても、現代化指令により、公正価値による貸借対照表計上が非金融商品にまで拡大された。EG 第4号指令の、新たに導入された第42 e 条および第42 f 条が加盟国選択権として与えられている。それによれば、公正価値評価を金融商品を除く一定の種類の資産にまで拡大し、その場合生じる価値変動を損益作用的に把握することができる。

DSR は、「公正価値による貸借対照表計上の段階的導入に賛成である」³⁷⁾、という立場をとっている。すなわち、公正価値評価はまず金融商品に制限されなければならない。その際、公正価値指令により EG 第4号指令に導入された基準が国内法に変換されなければならない。第4号指令はこれに関してほとんど加盟国選択権を含んでいない。加盟国に選択権が与えられているのは、適用範囲(すべての企業か企業グループか;連結決算書に限るかどうか)のみである。これについて、DSR は、年度決算書および連結決算書に対して統一的に規則が変換されること、一定の企業グループへの制限は決算書の公平な取り扱い、および比較可能性の視点から支持できないこと、これらを主張している。

金融商品の公正価値評価が国内法に変換される限りにおいて、加盟国は公正価値指令の基準(これは第4号指令に取り入れられている)に拘束される。すなわち、公正価値で評価される金融商品の範囲(第4号指令第42 a条)、公正価値の算定(第42b条)、および価値変動の考慮(第42c条)である。ただ、自由に売却できる金融資産に係る価値変動に関してのみ損益作用的に規定するか、損益中立的に規定するという加盟国選択権が存する。

³⁶⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 33f.

³⁷⁾ Deutscher Standardisierungs Rat, a.a.O., S. 33.

なお、公正価値で金融商品を評価するために、DSR は二つの問題の解決が必要であるという。第一に、価値変動を損益作用的に把握することは、現在有効な GoB である実現原則を犯すことになるので、GoB の一層の展開が図られなければならない。二つめに、公正価値評価は税法と相容れない。したがって、このケースでは基準性の廃止が必要である。

7. お わ り に

2002年7月に制定されたEUの規則(Verordnung)³⁸⁾により、EU域内の証券市場で有価証券を発行しているEU加盟国の親企業は、2005年1月1日以後開始する事業年度から、その連結決算書をIFRSsで作成しなければならなくなった。ドイツ商法典は、EU規則が要求する資本市場指向的親企業のみならず、ドイツ国内の公式市場および規制市場への有価証券の上場を申請している親企業の連結決算書もIFRSsで作成しなければならないという規定を置いている。

これに対して、資本市場指向的でない親企業の連結決算書、ならびに資本市場指向的企業および非資本市場指向的企業の年度決算書は、IFRSs に従って作成することを義務づけられていない。とはいえ、資本市場指向的でない親企業の場合、IFRSs に従わないときには、商法上の GoB に従い連結決算書を作成しなければならない。その際、ドイツ会計基準が GoB として機能する。これは IFRSs とドイツの規則の相違を縮小し、国際的調和化を達成するために設定されているものである³⁹⁾。したがって、IFRSs によるにせよ、GoB (ドイツ会計基準を含む) によるにせよ、連結決算書は国際的な展開を考慮に入れて作成される。

³⁸⁾ Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. Juli 2002 betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards. Amtsblatt der Europäischen Gemeinschaften, L 243, 45. Jg., 11. September 2002, S. 1–4.

³⁹⁾ Gräfer, Horst / Scheld, Guido A, a.a.O., S. 7.

ところが、年度決算書は商法上の GoB に従い作成されなければならない。そこでは、情報機能よりも利益決定機能が重視されている。すなわち、配当可能利益の計算と、基準性原則に基づいた所得金額の計算、これらが年度決算書の第一義的目的となっている。このことから一つの問題が生じる。それは、上場企業であっても、連結義務のない企業――これは上場企業の約4分の1を占める――はその年度決算書を商法典の規定に従って作成していることである。上場企業でありながら、投資家に対して必ずしも有用な情報が提供されているとはいえないのである

DSR の今回の提案は、利益決定から情報提供へと、年度決算書の機能の 転換を図る方向性を打ち出したものである。そのために、年度決算書と税 務貸借対照表との関係について、逆基準性原則の完全な廃止と一定のケー スにおける基準性の廃止を主張している。ドイツの会計制度が大きく変わ る可能性を見てとることができるのである。